

**いきいき茨城ゆめ国体
守谷市・常総市・坂東市実行委員会**

第1回常任委員会



日 時 平成29年6月21日（水）午後1時30分

会 場 常総市生涯学習センター 多目的ホール



いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会
第1回常任委員会資料 目次

○ 報告事項

報告第1号	実行委員会 会長, 副会長及び常任委員の変更	・・・ 1
報告第2号	国体及びリハーサル大会の開催日程	・・・ 2
報告第3号	実行委員会 会長の専決処分した事項	・・・ 3
報告第4号	実行委員会の諸会議に係る傷害保険の加入	・・・ 4

○ 審議事項

議案第1号	運営ガイドライン(案)	・・・別冊
議案第2号	広報啓発実施計画(案)	・・・ 5
議案第3号	市民協働推進実施計画(案)	・・・ 7
議案第4号	競技役員等編成要項(案)	・・・ 9
議案第5号	競技用具整備要項(案)	・・・11
議案第6号	リハーサル大会開催基本計画(案)	・・・12
議案第7号	協賛取扱要項(案)	・・・14
議案第8号	平成28年度事業報告(案)	・・・19
議案第9号	平成28年度収支決算(案)	・・・24
議案第10号	平成29年度事業計画(案)	・・・26
議案第11号	平成29年度収支予算(案)	・・・30
議案第12号	実行委員会会則の一部改正(案)	・・・31
議案第13号	専門委員会規程の一部改正(案)	・・・36

○ 参考資料

開催推進総合計画	・・・39
開催推進総合計画 年次計画	・・・41
広報基本計画	・・・43
市民協働基本計画	・・・44
競技運営基本計画	・・・45
実行委員会会則	・・・46
専門委員会規程	・・・51
常任委員会名簿	・・・53

報告第1号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 会長、副会長及び常任委員の変更

準備委員会第2回常任委員会（平成28年8月24日開催）以降、平成29年6月21日までの間における会長、副会長及び常任委員の変更について、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第12条において準用する第8条第3項の規定により報告する。

○会長 （敬称略）

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	就任年月日
常総市長	神達 岳志	守谷市長 会田 真一	平成29年3月1日

○副会長 （敬称略）

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	就任年月日
守谷市長	松丸 修久	常総市長 神達 岳志	平成29年3月1日
坂東市長	木村 敏文	吉原 英一	平成29年4月17日

【新任】

○常任委員 （敬称略）

機関・団体名及び役職	新任者	就任年月日
茨城県ハンドボール協会会長	会田 真一	平成29年3月22日

○常任委員 （敬称略）

機関・団体名及び役職		新任者	旧任者	就任年月日
守谷市	茨城県ハンドボール協会理事長	古矢 勲	安田 博之	平成29年4月2日
	守谷市学校長会会長	椎名 和良	菊池 靖夫	平成29年4月1日
	茨城県取手警察署署長	小松崎 邦二	藤崎 克久	平成29年3月24日
	首都圏新都市鉄道(株)守谷駅務管理 所所長	六笠 良二	羽賀 俊哉	平成29年1月1日
常総市	常総市校長会会長	海老原 治夫	山中 久司	平成29年4月1日
	常総市観光物産協会会長	熊谷 昇	生井 邦彦	平成29年5月17日
坂東市	坂東市議会議長	桜井 広美	林 順藏	平成29年6月15日
	坂東市教育委員会教育長	大竹 良彦	内桶 博仁	平成29年4月1日
	坂東市校長会会長	倉持 英夫	海老原 孝之	平成29年4月1日
	茨城県境警察署署長	岡崎 成人	諸澤 精二	平成29年3月1日
	茨城西南地方広域市町村圏事務 組合消防本部消防長	中山 道夫	木村 実	平成29年4月1日
	東武鉄道(株)東武柏駅管区七光台 駅駅長	大橋 文雄	佐藤 修一	平成28年10月1日

○監事 （敬称略）

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	就任年月日
常総市会計管理者	飯田 恒夫	平間 武	平成29年4月1日
坂東市会計管理者	金久保 吉之	大久保 正己	平成29年5月1日

報告第2号

第74回国民体育大会(いきいき茨城ゆめ国体) 大会日程と会場一覧

2017.6.21現在

会場地	種別等	競 技 会 場	競 技 日 程 (決 定)										
			全体会期(2019年9月28日～10月8日) 競技別会期(2019年10月3日～10月7日)										
			2019年9月			2019年10月							
			28 土	29 日	30 月	1 火	2 水	3 木	4 金	5 土	6 日	7 月	8 火
守 谷 市	成 年 女 子	常総運動公園総合体育館					競 技 別 開 会 式	●	●	●	●		
常 総 市	少 年 男 子	水海道総合体育館						●	●	●	●		
	少 年 女 子								●			●	
	少 年 男 子	県立水海道第二高等学校体育館						●					
	少 年 女 子							●	●	●	●		
	坂 東 市	成 年 男 子	坂東市総合体育館						●	●	●	●	●
成 年 男 子		県立岩井高等学校体育館							●				
成 年 女 子								●					
練 習 会 場			開 放 日 程 (未 定)										
守谷市	県立守谷高等学校体育館												
	守谷市立御所ヶ丘中学校体育館												
	守谷市立けやき台中学校体育館												
常総市	県立水海道第一高等学校体育館												
	常総市立水海道中学校体育館												
	常総市立水海道西中学校体育館												
	常総市立鬼怒中学校体育館												
坂東市	坂東市立岩井中学校体育館												
	坂東市立南中学校体育館												
	坂東市立岩井第一小学校体育館												
	坂東市立岩井第二小学校体育館												

リハーサル大会(ジャパンオープンハンドボールトーナメント) 大会日程と会場一覧(予定)

会場地	種別等	競 技 会 場	競 技 日 程 (決 定)										
			大会会期(2018年8月4日～8月7日)										
			2018年7月			2018年8月							
			29 日	30 月	31 火	1 水	2 木	3 金	4 土	5 日	6 月	7 火	8 水
守谷市	男 子	常総運動公園総合体育館							●	●	●		
常総市	男 子	水海道総合体育館							●	●	●	●	
	女 子	県立水海道第二高等学校体育館							●	●			
坂東市	男 子・女 子	坂東市総合体育館							●	●	●		
	女 子	県立岩井高等学校体育館							●				
練 習 会 場			開 放 日 程 (未 定)										
守 谷 市	県立守谷高等学校体育館												
常 総 市	県立水海道第一高等学校体育館												
坂 東 市	坂東市立岩井中学校体育館												

報告第3号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 平成29年度暫定収支予算

(平成29年3月29日専決処分)

平成29年度に実施する会議の開催や事務局の運営にかかる経費のうち、年度当初から常任委員会開催までの期間の必要額について、暫定収支予算として専決処分を行った。

収入

科目	本年度 予算額	暫定 予算額	比較	説明
1 負担金及び助成金	45,000,000	45,000,000	0	守谷市，常総市，坂東市から1,500万円
2 繰入金	36,500,000	36,500,000	0	国体開催準備積立金から
3 繰越金	499,284	0	499,284	前年度繰越金
4 諸収入	600,000	600,000	0	預金利子，啓発品販売手数料及び事業参加負担金等
合計	82,599,284	82,100,000	499,284	

支出

科目	本年度 予算額	暫定 予算額	比較	説明
1 総務管理費	7,751,000	7,079,000	672,000	
01 会議費	1,086,000	803,000	283,000	01 諸会議運営事業
需用費	202,000	202,000	0	用紙代，卓上花代，会議費賄い
役務費	869,000	586,000	283,000	郵便料，傷害保険料
使用料及び賃借料	15,000	15,000	0	会議室使用料
02 事務局費	6,665,000	6,276,000	389,000	01 事務局庶務事務
需用費	2,501,000	2,249,000	252,000	消耗品，ガソリン，封筒印刷
役務費	733,000	613,000	120,000	郵便料，電話料，振込手数料等
使用料及び賃借料	3,374,000	3,338,000	36,000	H P，O A 機器，電話，車両等
備品購入費	57,000	76,000	▲ 19,000	ハードディスク等
2 国体開催推進費	15,003,000	17,262,000	▲ 2,259,000	
01 開催推進事業	15,003,000	17,262,000	▲ 2,259,000	01 国体開催推進事業
報償費	600,000	100,000	500,000	3 市イベント等出演者謝礼等
旅費	3,520,000	2,971,000	549,000	大会視察（福井県，愛媛県）
需用費	1,450,000	1,220,000	230,000	競技用消耗品等
役務費	74,000	74,000	0	スポーツ保険（ダンスチーム）
委託料	6,980,000	5,900,000	1,080,000	会場実施設計，懸垂幕，看板等
使用料及び賃借料	826,000	860,000	▲ 34,000	有料道路，駐車場，車両等
備品購入費	1,253,000	5,837,000	▲ 4,584,000	ハンドボールゴール
負担金補助及び交付金	300,000	300,000	0	日本リーグ開催権料
3 諸支出金	57,000,000	55,000,000	2,000,000	
01 国体開催準備積立金	57,000,000	55,000,000	2,000,000	01 国体開催準備積立金
4 予備費	2,845,284	2,759,000	86,284	
01 予備費	2,845,284	2,759,000	86,284	
合計	82,599,284	82,100,000	499,284	

報告第4号

実行委員会委員の諸会議に係る傷害保険の加入について

1 趣旨

「いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会」においては、任意団体であるため、非常勤公務災害保険の加入条件が満たせず、補償の対象にならない状況にあります。

そこで、実行委員会委員等に安心して活動していただけるよう、非常勤公務災害保険に代わる傷害保険に加入するものです。

2 対象者

市役所職員を除く実行委員会委員及び専門委員会委員等

3 主な保険内容

保険金の種類	保険金額	補償内容
死亡保険金	3 千万円	事故発生日から 180 日以内死亡された場合
入院補償（日額）	1 万 5 千円	事故発生日から 180 日以内の入院日数に対して補償
通院補償（日額）	5 千円	事故発生日から 180 日以内の通院日数に対し 90 日を限度として補償
手術補償（入院）	15 万円	事故発生日から 180 日以内の手術
（外来）	7 万 5 千円	

※ 被保険者が会議中と、行き帰りの旅程が保険の対象

4 保険対象とならない主な例

- (1) 故意または重大な過失
- (2) 酒気帯びなど、正常な運転ができない状態での運転
- (3) 脳疾患、疾病または心神喪失
- (4) 妊娠、出産、早産又は流産
- (5) 外国の武力行使、暴動等によるもの
- (6) 地震等、災害によるもの
- (7) 「むちうち症」、腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

※ 頸部捻挫、腰部捻挫の診断に基づくものは対象

議案第 2 号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市 広報啓発実施計画（案）

1 趣旨

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」（以下「国体」という。）に対する市民の関心を高めるため、「第 7 4 回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市広報基本計画」に基づき、効果的かつ積極的な広報活動を展開するための取組について定めることを目的として計画を策定する。

2 広報啓発活動

（1）大会愛称，マスコットキャラクター等の活用による広報

ア 愛称，スローガン及びシンボルマークの活用及び普及

大会愛称の「いきいき茨城ゆめ国体」，スローガンの「翔べ 羽ばたけ
そして未来へ」の標章等を積極的に活用し，普及により市民への周知を
図る。

イ マスコットキャラクター，イメージソング及び公式ダンスの活用及び普及

マスコットキャラクター「いばラッキー」，大会イメージソング「そして未来
へ」を活用し，普及させる。

公式ダンスについては，市内の小中学校の授業の教材や運動会等で
発表の場を設けてもらうよう協力を依頼する。

ウ マスコットキャラクターの着ぐるみの活用

いばラッキーの着ぐるみについては，子どもたちを中心に高い人気を
誇ることから，PR イベント等に参加する際には可能な限り活用する。

（2）印刷物による広報

ア ポスター，パンフレット，リーフレット等の作成

市民向けに開催スケジュール，開催競技及び開催会場の周知を図
るほか，花いっぱい運動，企業協賛，ボランティア募集等目的や対
象者に合わせたパンフレット等を作成し，配布する。

イ 広報，関係機関の広報紙等の活用

3 市の広報紙や関係機関の情報誌を利用し記事を掲載する。

また，国体広報紙（HANDBALL 通信）を活用し事業報告や準備経
過等を周知する。

ウ 啓発グッズ等の作成

缶バッジ、クリアファイル等オリジナルの啓発物品を作成し、イベント等で配布する。

(3) メディアによる広報

ア 新聞、ラジオ及びテレビの活用

国体に関する情報は、メディアにより多く取り上げられるよう積極的に情報提供する。

イ インターネットやSNSの活用

ホームページ、フェイスブック、ツイッター等を活用し、発信する情報の充実に努める。

(4) イベントによる広報

ア 市、各種団体等の主催によるイベント、大会等との連携

観光イベントや文化イベント、スポーツ大会等の集客力を生かし、効果的なPRを行う。

(5) 工作物等による広報

ア 懸垂幕、横断幕等の設置

全競技会場や3市の市役所庁舎に懸垂幕、横断幕等を設置する。

なお、施設の状況により、懸垂幕、横断幕の設置が困難な場合、または、効果が期待できない場合は、より宣伝効果の高い他の方法により実施する。

イ 案内板等の設置

平成29年度中に国体開催までの残り期日を表示するカウントダウンボードを作成し、3市の市役所庁舎や宣伝効果の高い場所に設置する。

議案第 3 号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市 市民協働推進実施計画（案）

1 趣旨

この実施計画は、「第 7 4 回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市市民協働基本計画」に基づく市民運動の実践活動について定める。

2 内容

（1）市民一人ひとりが主体的に携わる大会

ア 大会の運営をサポートする各種ボランティア活動

円滑な大会運営を行うためボランティアを募集する。

イ 全国から 3 市を訪れる大会参加者や一般観覧者の歓迎・接伴

市民運動の一環として関係機関、関係団体に協力を求め、心のこもったおもてなしを提供する。

（2）おもてなしの心で温かく迎える大会

ア 花いっぱい運動の実施

小中学校や各種団体を中心に栽培する。また、大会では、育成した花を競技会場や市内各所に配置し、全国から訪れる選手・監督等の大会関係者をはじめ、一般観覧者の方々を歓迎する。

イ 手づくりのぼり旗の作製等

市内小中学校や関係団体等の協力を得て作成し競技会場を飾り選手の方々を応援し、歓迎する。

ウ おもてなし料理の振る舞い

選手、大会関係者及び観覧者を歓迎するために、競技会場で地元食材を活用した食によるおもてなしを実施する。

（3）3 市の魅力を発信する大会

ア 郷土文化の普及啓発等を目的とした文化プログラムへの市民参加
多くの市民が文化活動を通じて大会に参加することにより開催の喜びと感動を分かち合う。

イ 3市の特産品や食文化の紹介

実際に足を運んでもらえるような観光ガイドブック・マップ等を作成し、全国から訪れる方々に魅力を発信する。

ウ 観光ボランティア活動

総合案内所等にPRブースを設け、観光、文化、歴史、自然、食などの魅力を発信する。

(4) 環境に配慮したクリーンな大会

ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動

選手等が気持ちよく大会を迎えられるよう、競技会場、会場周辺及び駅など市内各所のごみ・空き缶拾い等の清掃活動を、大会にあわせて実施する。

イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進

大会において、分別やリサイクルに配慮したごみ箱を設置する。また、ごみ分別の啓発を行う。

議案第 4 号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市 競技役員等編成要項（案）

1 目的

この要項は、県の「第 7 4 回国民体育大会競技役員等編成基本方針」及び「第 7 4 回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市競技運営基本計画」に基づき、競技役員等の編成を行う。

2 競技役員等の定義及び編成方法

(1) 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

種 類		定 義	編成方法
競技会役員		国民体育大会開催基準要項第 22 項第 2 号に該当する者。	名誉会長，会長，副会長，顧問，参与，委員長，副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者。	県内の有資格者をもって編成することを原則とし，必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	直接競技会の運営に携わる者。（審判員を除く）	県競技団体関係者と 3 市関係者等をもって編成することを原則とし，必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の補助として競技会の運営に携わる者。	3 市及び周辺市町村に在住する当該競技関係者で編成する。

(2) 主に競技会場運営に携わる役職

種 類	定 義	編成方法
競技会係員	宿泊，輸送，歓迎，駐車場等の競技会を支援する業務に携わる者。	3 市関係者をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者。	3 市及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

3 業務内容

(1) 主に競技会（試合等）運営に携わる業務内容

役職名	業務内容
競技役員	総括，総務，運営，審判，記録，監察，放送，召集，掲示，進行，報道，表彰，救護，得点掲示，記録送受信，総合成績計算 等
競技補助員	競技役員の業務を補助する。

(2) 主に競技会場運営に携わる業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括，総務，受付案内，接待，宿泊，輸送，会場整理，警備，施設管理，会場美化，練習会場，駐車場管理等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

議案第 5 号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市競技用具整備要項（案）

1 目的

この要項は、県の「第 7 4 回国民体育大会競技用具整備要項」及び「第 7 4 回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市競技運営基本計画」に基づき、いきいき茨城ゆめ国体及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の運営を円滑に行うため、競技用具の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具の種別

種 別		内 容	例 示
競技用	備 品	競技を実施するために直接必要な備品（施設に付帯するものは除く。）	ゴールポスト、タイマー、得点板等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、ホイッスル、ラインテープ等
運営用	備 品	競技を実施するために直接必要な備品以外のもので、競技会運営に必要な備品（施設に付帯するものは除く。）	テント、机・椅子、パソコン、放送機器等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以外のもので、競技会運営に必要な消耗品	プラカード、事務用品、清掃用具等

3 規格及び数量の決定

競技用具の規格及び数量については、県、競技団体等と充分協議し、決定する。

4 競技用具の整備

- (1) 競技用具については、競技会場等の施設管理者が所有しているものを原則として活用する。
- (2) 大会終了後において継続的な利用がないものについては、県その他の自治体、競技団体、業者等から借用する。
- (3) 上記(1)、(2)により整備してもなお不足する場合は、施設管理者と協議のうえ、必要とするものを購入する。
- (4) ルール等の改正により規格等が変更になった場合には、競技団体と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。
- (5) 運営用備品で不足するものについては、原則として借用で対応する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、競技用具の整備に関して必要な事項は、別に定める。

議案第 6 号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市 リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

第 7 4 回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」（以下「国体」という。）の開催に備え、県の「第 7 4 回国民体育大会競技別リハーサル大会開催基準要項」及び「第 7 4 回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市競技運営基本計画」に基づき、競技会運営能力の向上と市民の国体及び競技に対する関心を高め、理解を深めるため、県、競技団体及び関係機関等と協力して、「競技別リハーサル大会」（以下「大会」という。）を開催する。

2 大会の運営

大会の運営は、原則として国体に準じて実施するものとし、競技団体と協力し、創意工夫をこらして、簡素で効率的な大会運営に努める。

3 内容

(1) 実施本部の設置

大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

(2) 競技運営

ア 競技役員等の編成

原則として国体に準じた編成とするが、競技団体等の実情に応じた編成とする。

イ 競技運営及び競技会運営

競技運営の主管は、県競技団体とするが、実行委員会との密接な連携のもとに、合理的、効率的に行う。

ウ 競技記録の収集及び速報

競技団体と緊密な連携のもとに、迅速かつ正確な記録の収集、速報に努める。

(3) 競技施設及び練習会場

大会で使用する競技施設及び練習会場は、国体で使用する会場を充てることを原則とし、できる限り国体と同じ条件により行う。

また、大会運営に必要な仮設施設は、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、必要に応じて整備し、円滑な競技運営を図る。

(4) 競技用具及び大会運営物品

ア 競技用具及び大会運営に必要な物品は、既存物品をできる限り活用し、不足するものについては、借用、レンタル・リース等での対応を基本とする。

イ 競技用具及び物品を新たに購入する場合は、国体での使用を考慮し、県、市、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、必要最小限とする。

(5) 式典

ア 開・閉会式及び表彰式

開・閉会式及び表彰式は、競技団体と協議のうえ、競技運営に支障のないように実施する。

イ 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できる限り簡素なものとする。

(6) 宿泊・衛生

ア 宿泊

大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう、関係機関・団体の協力を得て、快適な宿泊環境の提供に努める。

イ 医事・衛生

大会参加者等が十分な活躍と観覧ができるよう、関係機関等の協力を得て医療救護体制を整えとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

(7) 輸送・交通

大会参加者等の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、競技会場・宿泊施設間の公共交通機関の状況等を考慮し、必要に応じて計画輸送を行う。

(8) 警備・消防

雑踏事故、火災その他の災害、事故等を未然に防止するため、関係機関等と連携し万全を期す。

(9) 広報・市民運動

国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、各種広報活動及び市民運動を展開する。

(10) 歓迎・接伴

大会参加者等を温かく迎えるため、必要に応じて各競技会場等に歓迎装飾をおこない、案内所、休憩所を設置する。また、関係機関等の協力を得て、必要に応じて競技会場に売店等を設置する。

4 その他

この計画に定めるもののほか、大会開催に必要な事項は、各種基本計画に準じて実施する。

議案第 7 号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市協賛取扱要項（案）

1 趣旨

この要項は、いきいき茨城ゆめ国体の守谷市・常総市・坂東市開催競技及びその競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協賛の内容

- (1) 協賛は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具等について受け入れるものとする。
- (2) 協賛者が資金による協賛を申し出たときは、その資金を別表に掲げる物品の中から必要なものに充て、当該物品を協賛物品として受け入れるものとする。

3 協賛の実施方法

- (1) 協賛は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れる。
- (2) 協賛方法は、提供または貸与とする。
- (3) 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第 1 号）により行う。
- (4) 協賛の受け入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（様式第 2 号）を協賛者に交付する。
- (5) 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用が必要な場合は、原則として、協賛者の負担とする。

4 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛として受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反するもの
- (2) 法令等に違反するものおよび公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの
- (3) 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- (4) 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- (5) その他実行委員会が適当でないと認めるもの

5 協賛の表示

- (1) 協賛物品には，協賛者の意向に応じ，協賛の表示を行うことができる。ただし，協賛品に直接表示することが適当でない場合は，その他の方法により表示するものとする。
- (2) 前号の協賛の表示は，表示方法，表示箇所，文字等の大きさ等について，事前に実行委員会と協議し，実行委員会の承認を得て行うものとする。

6 協賛への謝意

協賛の提供を受けたときは，協賛者に対して感謝状，その他の方法により謝意を表すとともに，必要に応じてホームページ等にその旨を掲載するなど，周知に努めるものとする。

7 協賛の受入期間

協賛の受入期間は，大会の終了までとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか，協賛の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

別表

協賛物品リスト

項 目		内 容
(1) 広報啓発用物品の提供		
	掲示物	大中小看板, 壁面看板, パンフレット 等
	配布物	うちわ, タオル, ポケットティッシュ, 風船 等
	掲載物	テレビ・ラジオ CM, 新聞掲載, 雑誌掲載 等
(2) 市民運動用物品の提供		
	花いっぱい運動関係	プランター, プランター用ステッカー, 花苗, 培養土, 肥料, 軍手, 花壇設置 等
	環境美化用	タオル, 軍手 等
	競技観戦応援用	スティックバルーン 等
(3) 歓迎装飾用物品の提供		
	市内装飾用	のぼり, 卓上のぼり, 横断幕, 懸垂幕, バナー, 旗, タペストリー 等
	競技会場用	ウエルカムゲート, 看板, のぼり, 横断幕 等
(4) おもてなし用物品の提供		
	大会関係者・競技会場用	飲料水, 大会参加記念品, 特産品, 副賞 等
(5) 開催準備用物品の提供・無償貸与		
	実行委員会用	業務・広報用自動車, OA 機器, 資料用袋 等
(6) 競技会用物品の提供・無償貸与		
	事務・記録撮影・服飾用等	携帯電話, トランシーバー, 発電機, 机・いす, テント, デジタルカメラ・ビデオ, 記録媒体, 大会スタッフ用ジャンパー・Tシャツ・帽子, 雨具 等
(7) その他		
	実行委員会との協議によるもの	実行委員会の計画物品

※物品の提供につきましては、搬入、据付、撤去等が必要な場合は、これらに係る費用もご負担していただきますようお願いいたします。

(様式第 1 号)

協 賛 申 込 書

平成 年 月 日

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会
会 長 神 達 岳 志 様

(申込者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

⑩

電 話 番 号

守谷市・常総市・坂東市で開催される競技及びリハーサル大会の開催趣
旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等名	
仕様（規格，内容等）	
単価及び数量	
総額（相当額）	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡し年月日	年 月 日
そ の 他	
協賛の周知	ホームページへの掲載を ☐ 希望する ☐ 希望しない

※協賛品の搬入，据付，撤去等に要する費用は，申込者において負担します。

(様式第 2 号)

協 賛 受 領 証 明 書

守谷市・常総市・坂東市で開催される協議及びリハーサル大会の開催趣旨にご賛同いただき、下記のとおり協賛品等を受領したことを証明します。

記

協賛物品等名	
仕様（規格，内容等）	
単価及び数量	
総額（相当額）	
協賛方法	提供 ・ 貸与
引渡し年月日	年 月 日
そ の 他	

平成 年 月 日

様

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会
会 長 神 達 岳 志

議案第8号

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会平成28年度事業報告(案)

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第12条第7項第3号の規定により、平成28年度事業報告を提案する。

1 会議等の開催

会議名称	開催日	場所
第1回幹事会	平成28年5月23日	もりや学びの里(守谷市)
準備委員会第1回常任委員会	平成28年6月20日	いこいの郷常総(守谷市)
第2回幹事会	平成28年7月12日	もりや学びの里(守谷市)
第1回専門委員会合同会議	平成28年8月10日	岩井図書館(坂東市)
準備委員会第2回常任委員会	平成28年8月24日	中央公民館(守谷市)
準備委員会第2回総会・実行委員会第1回総会	平成28年8月24日	中央公民館(守谷市)
第3回幹事会	平成28年10月13日	もりや学びの里(守谷市)
第4回幹事会	平成29年2月15日	もりや学びの里(守谷市)
第2回競技式典専門委員会	平成29年3月21日	もりや学びの里(守谷市)
第2回企業協賛推進専門委員会	平成29年3月21日	もりや学びの里(守谷市)

2 事業の推進

(1) 総務企画

ア 広報基本計画の策定

イ 市民協働基本計画の策定

ウ 歓迎・接伴基本計画の策定

エ 啓発PR活動の推進

(ア) いばラッキーの活用等による各市イベントへの参加

実施日		事業名	会場等
月	日		
4	9・10 (土・日)	第16回水海道千姫まつり	水海道市街地(市民の広場)
5	7・8 (土・日)	常総市長杯(県中学校ハンドボール大会)	水海道総合体育館
	14(土)	MOCO フェスタ	守谷駅西口駅前広場

月	日	事業名	会場等
5	25 (水)	松前台小学校運動会予行演習	守谷市立松前台小学校
6	4 (土)	もりやアヤメ祭り	四季の里公園
	12 (日)	絆フェスティバル	取手ウェルネスプラザ
	25 (土)	こどもフェスタ	水海道総合体育館・プール等
	25 (土)	ようこそ守谷へ2016	常総運動公園体育館
	26 (日)	ハンドボール体験練習会	私立開智望小学校体育館
7	3 (日)	ナイター天国	坂東市猿島球場
8	25 (木)	辻選手常総市長表敬	常総市役所
9	20 (火)	内野山小学校運動会予行演習	坂東市立内野山小学校
	24 (土)	守谷市商工まつり きらめき守谷夢彩都フェスタ	守谷駅西口駅前広場
	25 (日)	玉小学校運動会	常総市立玉小学校
10	23 (日)	守谷市民スポーツフェスティバル	常総運動公園
	29 (土)	KENSEI フェスティバル (絹西小学校 学校公開)	常総市立絹西小学校
11	3 (木) 祝	猿島地域体育祭	坂東市立猿島中学校
	6 (日)	常総ふるさとまつり	石下庁舎
	〃	坂東市立中川小学校感謝の集い	坂東市立中川小学校
	13 (日)	第26回坂東市いわい将門ハーフ マラソン大会	坂東市内
	〃	第43回岩井将門まつり	坂東市内
	23 (水)	親子 de いきいきスポーツフェスタ	石下総合運動公園
12	2 (金)	豊岡小学校持久走大会	常総市立豊岡小学校
	3 (土)	茨城県近隣少年少女ハンドボール 大会兼 第22回田中杯ハンドボ ール大会	常総運動公園体育館
	6 (火)	平成28年度 3校合同走ろう大 会 (弓馬田・飯島・神大実合同マ ラソン大会)	幸神平公園
1	12 (木)	平成29年常総市賀詞交歓会	水海道総合体育館
	18 (水)	平成29年坂東市賀詞交歓会	ホテルグリーンコア坂東
	20 (土)	PR活動 (文科省キャリア教育学校 表彰記念)	常総市立水海道西中学校
	21 (土)	第1回関東小学生選抜ハンドボ ール大会	行方市麻生体育館

月	日	事業名	会場等
1	22 (日)	圏央道坂東IC開通記念イベント	圏央道坂東IC
	24 (火)	平成29年守谷市賀詞交歓会	ウエディングヒルズアジュール
	29 (日)	茨城県ハンドボール協会岩手国体天皇杯・皇后杯第一位報告会	ホテルグランド東雲
2	1 (水)	市民栄誉賞授与式(水海道二高ハンドボール部)	常総市生涯学習センター
	5 (日)	第33回守谷ハーフマラソン	守谷市内
	8 (水)	岩井中男子全国大会出場取材	坂東市立岩井中学校
	11 (土)	坂東市体育協会創立10周年記念式典・祝賀会	ホテルグリーンコア坂東
	12 (日)	S49年茨城国体水海道二高OG取材	坂東市立中川小学校
	13 (月)	PR活動(確定申告e-tax)	常総市役所
	26 (日)	圏央道常総IC開通記念イベント	常総IC
3	5 (日)	ミズノスポーツまつり	石下総合体育館
	8 (水)	坂東市飯島小学校ダンス練習	坂東市立飯島小学校

(イ) 印刷物による広報

物品等名称	作成数	内容・配布先・大会名等
HANDBALL 通信 (号外)	1,000部	「水海道二高ハンドボール部三冠達成」 実行委員及び関係団体、イベント来場者等
HANDBALL 通信 (創刊号)	1,000部	「ハンドボールのレジェンド達」 実行委員及び関係団体、イベント来場者等
チラシ	1,500枚	イベント、スポーツ大会の来場者等
よみうりMOVE	445,000部	「2019 茨城国体市町村探訪記」 スポーツ情報誌(2017.4.20 発行 vol.037) 茨城県内全域 読売新聞折込配布
プログラム等広告掲載	500部	茨城県近隣少年少女ハンドボール大会
	6,800部	第33回守谷ハーフマラソン
	170部	ハンドボール茨城(県ハンドボール協会発行誌)

(ウ) メディアによる啓発

- ・ホームページの活用・・・随時
- ・フェイスブック・ツイッターの活用・・・随時
- ・市役所コミュニティービジョンの活用

(エ) 工作物等による啓発

工作物名称	作成数	設置先
PR用のぼり旗	50本	各市競技会場等
いばラッキーかかし(手作り)	1体	常総市ふるさとまつり(かかしコンテスト)

(オ) 啓発物品等による啓発

物品名称	作成数	配布先
卓上のぼり旗	200本	各市宿泊施設、金融機関等
ピンバッジ	2,000個	学校、関係機関団体等
シール(手作り)	800枚	イベント、スポーツ大会の参加者等
クリアファイル	6,500枚	関係機関団体、スポーツ大会の参加者等
ポケットティッシュ(印刷部手作り)	2,500個	各市イベント来場者等
ポロシャツ	1,238枚	実行委員会委員及び関係者、一般(販売)
ボタンダウンポロシャツ	339枚	実行委員会委員及び関係者、一般(販売)
ウインドブレーカー	445枚	実行委員会委員及び関係者、一般(販売)
ベスト	84枚	実行委員会委員及び関係者、一般(販売)
ハーフジップトレーナー	153枚	実行委員会委員及び関係者、一般(販売)

(カ) 国体ダンスによる啓発

イベント名	参加者	団体名	備考
準備委員会第2回総会・ 実行委員会第1回総会	175名	GENKIDS及び3市小学生ハンドボールチームによる合同	3回の事前練習を実施
親子deいきいきスポーツ フェスタ	500名	水海道一高チアリーディング及び スマイルキッズ, GENKIDS	

(キ) ご当地いばラッキーの決定

 守谷市	 常総市	 坂東市
市のシンボル(松・小綬鶏・ 山百合) 守谷駅・ビール工場	千姫・豊田城・桜	平将門・国王神社・桜・アルパカ(坂東市観光交流センター秀緑)

(2) 競技式典

ア 競技運営基本計画の策定

イ リハーサル大会実施計画の策定

ウ 式典基本計画の策定

エ 施設整備基本計画の策定

オ 競技別リハーサル大会 運営経費調査(第二次)の実施

(3) 宿泊衛生

ア 宿泊基本計画の策定

イ 医事・衛生基本計画の策定

(4) 輸送交通

ア 輸送・交通基本計画の策定

(5) 企業協賛推進

ア 企業協賛推進基本計画の策定

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

会議名称	開催日	場所
第1回競技団体調整会議	平成28年6月7日	もりや学びの里(守谷市)
第2回競技団体調整会議	平成28年10月26日	もりや学びの里(守谷市)

4 先催都市の準備状況等の調査及び研究

内容	期日	場所	人数
愛媛リハーサル大会の視察	平成28年8月5日～6日	松山市・西条市	2名
希望郷いわて国体の視察	平成28年10月5日～7日	花巻市	2名
国体事業概要説明会	平成28年12月15日～16日	花巻市	4名
日本リーグ視察	平成29年3月4日	さいたま市	6名

議案第9号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 平成28年度収支決算（案）

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第12条第7項第4号の規定により、平成28年度収支決算を提案する。

収入

科目	本年度 予算額	流用後 予算額	決算額	比較	説明
1 負担金及び助成金	42,304,000	42,304,000	42,304,000	0	
1 振興会助成金	12,304,000	12,304,000	12,304,000	0	守谷市・常総市・坂東市ハンドボール競技振興会から
2 市負担金	30,000,000	30,000,000	30,000,000	0	守谷市，常総市，坂東市から
2 雑収入	99,576	99,576	226,896	127,320	
1 雑収入	99,576	99,576	226,896	127,320	預金利息及び啓発品売上手数料等
3 繰越金	335,424	335,424	335,424	0	
1 繰越金	335,424	335,424	335,424	0	H27年度会計から
合計	42,739,000	42,739,000	42,866,320	127,320	

支出

科目	本年度 予算額	流用後 予算額	決算額	比較	説明
1 総務費	3,756,000	3,756,000	3,692,702	63,298	実行委員会，常任委員会等
1 会議費	159,000	159,000	136,505	22,495	
1 消耗品費	20,000	20,000	20,000	0	用紙代，卓上花代
2 食糧費	53,000	53,000	40,505	12,495	会議時賄い
3 通信運搬費	76,000	76,000	76,000	0	郵送代
4 使用料	10,000	10,000	0	10,000	
2 事務局費	3,597,000	3,597,000	3,556,197	40,803	
1 消耗品費	453,000	462,000	461,742	258	事務用品，プリンターインク代等
2 燃料費	58,000	47,000	45,419	1,581	ガソリン代
3 通信運搬費	591,000	601,000	600,928	72	郵送代，インターネット，通話料等
4 手数料	20,000	20,000	14,256	5,744	振込手数料
5 使用料	732,000	712,000	680,013	31,987	高速道路，共有データ，コピー機，財務会計システム等
6 賃借料	1,306,000	1,316,000	1,315,513	487	パソコン，プリンター，自動車，ビジネスフォン等
7 備品購入費	437,000	439,000	438,326	674	プリンターラック，ブルーレイドライブ，ワイレスランプ，マイクロホン，インクジェットプリンター，ICレコーダー，イス等
2 開催推進費	2,083,000	2,083,000	2,008,971	74,029	
1 事業費	2,083,000	2,083,000	2,008,971	74,029	
1 旅費	308,000	259,000	190,800	68,200	リハール大会視察（愛媛県），国体視察・国体事業説明会（岩手県）
2 消耗品費	326,000	375,000	374,119	881	プリンター用紙，のぼり立てスタンド等
3 印刷製本費	49,000	49,000	48,988	12	長3封筒印刷代
4 委託料	1,400,000	1,400,000	1,395,064	4,936	着ぐるみ，のぼり旗，卓上ののぼり，ピンバッチ，クリアファイル等
3 諸支出金	36,500,000	36,500,000	36,500,000	0	
1 開催準備金	36,500,000	36,500,000	36,500,000	0	国体開催準備積立金（各市分3千万円，振興会分650万円）
4 予備費	400,000	400,000	165,363	234,637	
1 予備費	400,000	400,000	165,363	234,637	暫定予算時の不足分消耗品等
合計	42,739,000	42,739,000	42,367,036	371,964	

収入総額 42,866,320 円
 支出総額 42,367,036 円
 差引残額 499,284 円

差引残額 499,284 円は、平成29年度に繰り越し。

監査報告書

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会における
平成28年度歳入歳出決算について監査したところ、収入・支出および
関係諸帳簿類ともに正確であると認める。

平成29年 5月 23 日

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会

監 事 常総市会計管理者

飯田 恒夫 

監 事 坂東市会計管理者

金久保 吉彦 

議案第 10 号

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市実行委員会 平成 29 年度事業計画（案）

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第 12 条第 7 項第 3 号の規定により、平成 29 年度事業計画を提案する。

いきいき茨城ゆめ国体ハンドボール競技会の開催準備を推進するため、次の事業を行う。

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
1 会議等の開催													
(1)常任委員会			●						●				6/21 他
(2)総会					●								8/18
(3)専門委員会			●			●			●				6/15 他
2 各種計画等の策定													
(1)運営がトライン			●										常審議
(2)広報啓発実施計画			●										常審議
(3)市民協働推進実施計画			●										常審議
(4)炬火イベント実施計画									●				専審議
(5)競技会場仮設設置計画									●				専審議
(6)駐車場管理運営計画									●				専審議
(7)警備消防防災基本計画									●				常審議
3 事業の推進													
(1) 総務企画関係													
①開催推進総合計画の進行管理	●	計画の進行管理・経費の調査研究											
②広報啓発活動の推進	●												
ア 「いばラッキー」の活用		各市イベント等へのマスコットの参加											

月 区分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
イ 印刷物による広報				イベント参加時にチラシ、名刺の配布										
				スポーツ大会プログラムへの広告掲載の配布										
ウ メディアの活用				専用 HP、フェイスブック、ツイッター等の活用										
エ 工作物の設置		のぼり旗及び横断幕、懸垂幕の設置、カウントダウンボードの製作設置												
オ 啓発物品の活用				ピンバッジ、缶バッジ、クリアファイル等の作製・配布										

(2) 競技式典関係

① 競技団体との連絡調整	●	→												
② 競技役員等編成要項			●											常審議
③ 競技用具整備要項			●											常審議
④ リハーサル大会開催基本計画			●											常審議
⑤ 競技用具整備・配置計画										●				専審議
⑥ 競技会係員・補助員編成計画										●				専審議
⑦ 競技会係員・補助員要請計画										●				専審議
⑧ リハーサル大会実施要項										●				専審議
⑨ リハーサル大会係員・補助員の要請										●				専審議

(3) 宿泊衛生関係

① 配宿に関する調査研究	●	→												
② 弁当調達に関する調査研究	●	→												
③ 医事・衛生に関する調査研究	●	→												
④ 弁当調達要項										●				専審議

月 区分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
	⑤ 弁当調整施設選考基準									●				専審議
	⑥ 弁当調整選考委員会要項									●				専審議
	⑦ 医事救護要項・要領									●				専審議
	⑧ 防疫対策要項・要領									●				専審議
	⑨ 食品衛生対策要項・要領									●				専審議
	⑩ 環境衛生対策要項・要領									●				専審議
(4) 輸送交通関係														
① 輸送交通に関する調査研究		●	→											
② 警備・消防防災に関する調査研究		●	→											
③ 輸送・交通業務実施要項							●							専審議
④ 警備・消防防災業務実施要項										●				専審議
(5) 企業協賛推進関係														
① 企業協賛等の推進		●	→											
② 協賛取扱要項				●										常審議
4 先催都市の準備状況の調査及び研究														
先催都市の調査及び研究		●	→											
(1) 福井リハール大会						●								8/4～8
(2) えひめ国体								●						10/4～9
(3) 事業概要説明会											●			
5 実行委員会主催イベント														
(1) 強化講習会		●												4/22～23
(2) 関東学生リーグ							●							9/17
(3) 日本リーグ												●		2/25

平成29年度 守谷市・常総市・坂東市実行委員会主催イベントの概要

①実業団チームによるハンドボール競技強化講習会

3市の中高生ハンドボール部を対象とした強化講習会を開催する。日本リーグに参戦をしている実業団チームの三重バイオレットアイリス（女子）を講師とし、日本トップレベルの選手の指導や交流によるスキルアップを図る。

1日目

【日 時】平成29年4月22日（土）13時～17時

【会 場】常総運動公園体育館

【対 象】守谷市・常総市・坂東市内県立高等学校女子ハンドボール

2日目

【日 時】平成29年4月23日（日）8時30分～16時30分

【会 場】水海道総合体育館

【対 象】守谷市・常総市・坂東市内中学校男女ハンドボール部

②関東学生ハンドボール秋季リーグ戦（男子1部リーグ）

県内小中高ハンドボール部に高い技術を観戦してもらい、競技者の意識向上を高めるとともに、ハンドボールを知らない一般市民にもスピードとパワー両方兼ねそろえたハンドボールの魅力を知ってもらい茨城国体の機運向上を図る。

【日 時】平成29年9月17日（日） 5試合のため全日

【会 場】水海道総合体育館

【出場大学】明治大・国士舘大・日大・早稲田大・筑波大・日体大・中央大・法政大等

【協 力】茨城県ハンドボール協会

【その他】男子10チーム総当りのリーグ戦、各大学に茨城県出身選手が在籍

③第42回日本ハンドボールリーグ（男子）

日本トップクラス選手が出場する日本ハンドボールリーグを身近に観戦することにより、国体ハンドボール競技への開催意識を高め、3市の競技人口拡大及び競技力・意識向上を図る。

【日 時】平成30年2月25日（日）午後1時～（予定）

【会 場】坂東市総合体育館

【対戦カード】大崎電気 × 北陸電力

【協 力】茨城県ハンドボール協会

【その他】大崎電気（埼玉県）には茨城県出身選手が4名在籍（4名全員日本代表）
茨城県出身選手…小室大地選手、信太弘樹選手、元木博紀選手、
木村昌丈選手（常総市立鬼怒中学校出身）

議案第11号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 平成29年度収支予算（案）

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則第12条第7項第4号の規定により、平成29年度収支予算を提案する。

収入

科目	本年度 予算額	暫定 予算額	比較	説明
1 負担金及び助成金	45,000,000	45,000,000	0	守谷市，常総市，坂東市から1,500万円
2 繰入金	36,500,000	36,500,000	0	国体開催準備積立金から
3 繰越金	499,284	0	499,284	前年度繰越金
4 諸収入	600,000	600,000	0	預金利子，啓発品販売手数料及び事業参加負担金等
合計	82,599,284	82,100,000	499,284	

支出

科目	本年度 予算額	暫定 予算額	比較	説明
1 総務管理費	7,751,000	7,079,000	672,000	
01 会議費	1,086,000	803,000	283,000	01 諸会議運営事業
需用費	202,000	202,000	0	用紙代，卓上花代，会議費賄い
役務費	869,000	586,000	283,000	郵便料，傷害保険料
使用料及び賃借料	15,000	15,000	0	会議室使用料
02 事務局費	6,665,000	6,276,000	389,000	01 事務局庶務事務
需用費	2,501,000	2,249,000	252,000	消耗品，ガソリン，封筒印刷
役務費	733,000	613,000	120,000	郵便料，電話料，振込手数料等
使用料及び賃借料	3,374,000	3,338,000	36,000	H P，O A 機器，電話，車両等
備品購入費	57,000	76,000	▲ 19,000	ハードディスク等
2 国体開催推進費	15,003,000	17,262,000	▲ 2,259,000	
01 開催推進事業	15,003,000	17,262,000	▲ 2,259,000	01 国体開催推進事業
報償費	600,000	100,000	500,000	3 市イベント等出演者謝礼等
旅費	3,520,000	2,971,000	549,000	大会視察（福井県，愛媛県）
需用費	1,450,000	1,220,000	230,000	競技用消耗品等
役務費	74,000	74,000	0	スポーツ保険（ダンスチーム）
委託料	6,980,000	5,900,000	1,080,000	会場実施設計，懸垂幕，看板等
使用料及び賃借料	826,000	860,000	▲ 34,000	有料道路，駐車場，車両等
備品購入費	1,253,000	5,837,000	▲ 4,584,000	ハンドボールゴール
負担金補助及び交付金	300,000	300,000	0	日本リーグ開催権料
3 諸支出金	57,000,000	55,000,000	2,000,000	
01 国体開催積立金	57,000,000	55,000,000	2,000,000	01 国体開催準備積立金
4 予備費	2,845,284	2,759,000	86,284	
01 予備費	2,845,284	2,759,000	86,284	
合計	82,599,284	82,100,000	499,284	

議案第 12 号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則の一部改正について（案）

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会に係る旅費に関する事項を定めるため、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則の一部を改正することをおり提案する。

記

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則（平成 28 年 8 月 24 日準備委員会第 2 回総会決定）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項を次のように改める。

4 委員等は無報酬とし、会議等に係る旅費は原則支給しない。

附 則

この会則は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則の改正（案）

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則(案)

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第74回国民体育大会において、守谷市・常総市・坂東市（以下「3市」という。）で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 3市を代表する者
- (2) 3市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

（役員を選任）

第6条 会長及び副会長は、3市の市長の互選によって決定する。

2 常任委員及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は無報酬とし、会議等に係る旅費は原則支給しない。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議の種類

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる機関を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(4) 幹事会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会に報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

5 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

8 常任委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、常任委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

9 常任委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 会長は、常任委員会が審議し、決定した事項及び次条第2項又は第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

11 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 前3項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(幹事会)

第14条 3市の共通認識を図り具体的な事項を検討するため、幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、3市の教育部長及び第74回国民体育大会担当課長をもって充てる。

3 幹事会に幹事長を置く。

4 幹事長は幹事の互選により選出する。

5 幹事会は幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局 (事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計 (経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、常任委員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て常任委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散 (解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、常任委員会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、常任委員会の議決を経て処分する。

第8章 補則 (委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年8月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年6月21日から施行する。

議案第 13 号

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 専門委員会規程の一部改正（案）

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会専門委員会規程（平成 28 年 8 月 24 日準備委員会第 2 回総会決定）の一部を次のように改正することを提案する。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

専門委員会の名称及び、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

別表を、以下のとおり改正する。

別表（第 2 条関係）

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する事 2 広報及び市民運動の基本的事項に 3 観光、接伴及び歓迎装飾の基本的 4 他専門委員会に属さない重要な 5 事項に関する事	1 総合的な計画の推進に関する事 2 広報及び市民運動の実施に関する 3 観光、接伴及び歓迎装飾の実施に 4 他専門委員会に属さない事項に 5 関する事
競技式典 専門委員会	1 競技会運営の基本的事項に関する 2 式典の基本的事項に関する事 3 その他競技式典に係る重要な事 4 項に関する事	1 競技運営の実施に関する事 2 表彰式の実施に関する事 3 その他競技式典に関する事
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿の基本的事項に 2 環境衛生及び食品衛生の基本的 3 医療救護の基本的事項に関する 4 その他宿泊衛生に係る重要な事 5 項に関する事	1 宿泊及び配宿の実施に関する事 2 環境衛生及び食品衛生対策の実 3 施に関する事 4 医療救護の実施に関する事 5 その他宿泊衛生に関する事
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に 2 駐車場の基本的事項に関する 3 警備及び消防防災の基本的事 4 項に関する事 5 その他輸送交通に係る重要な事 6 項に関する事	1 輸送及び交通業務の実施に 2 関する事 3 駐車場業務の実施に関する 4 警備及び消防防災対策の実 5 施に関する事 6 その他輸送交通業務に 7 関する事
企業協賛推 進専門委員会	1 企業協賛の基本的事項に 2 関する事 3 その他企業協賛に係る重要な 4 事項に関する事	1 企業協賛の推進に関する事 2 その他企業協賛に関する事

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会専門委員会規程の改正（案）

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則（平成28年8月24日決定）第13条第4項の規定に基づき、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び付託事項）

第2条 専門委員会の名称及び、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

（1）委員長 1名

（2）副委員長 若干名

（役員の選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委

員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 総合的な計画の立案に関する事 2 広報及び市民運動の基本的事項に関する事 3 観光、接伴及び歓迎装飾の基本的事項に関する事 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事	1 総合的な計画の推進に関する事 2 広報及び市民運動の実施に関する事 3 観光、接伴及び歓迎装飾の実施に関する事 4 他の専門委員会に属さない事項に関する事
競技式典 専門委員会	1 競技会運営の基本的事項に関する事 2 式典の基本的事項に関する事 3 その他競技式典に係る重要な事項に関する事	1 競技運営の実施に関する事 2 表彰式の実施に関する事 3 その他競技式典に関する事
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊及び配宿の基本的事項に関する事 2 環境衛生及び食品衛生の基本的事項に関する事 3 医療救護の基本的事項に関する事 4 その他宿泊衛生に係る重要な事項に関する事	1 宿泊及び配宿の実施に関する事 2 環境衛生及び食品衛生対策の実施に関する事 3 医療救護の実施に関する事 4 その他宿泊衛生に関する事
輸送交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関する事 2 駐車場の基本的事項に関する事 3 警備及び消防防災の基本的事項に関する事 4 その他輸送交通に係る重要な事項に関する事	1 輸送及び交通業務の実施に関する事 2 駐車場業務の実施に関する事 3 警備及び消防防災対策の実施に関する事 4 その他輸送交通業務に関する事
企業協賛推進 専門委員会	1 企業協賛の基本的事項に関する事 2 その他企業協賛に係る重要な事項に関する事	1 企業協賛の推進に関する事 2 その他企業協賛に関する事

參考資料

第74回国民体育大会 守谷市・常総市・坂東市 開催推進総合計画

1 趣旨

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」（以下「茨城国体」という。）の成功に向け、守谷市・常総市・坂東市（以下「3市」という。）の英知と情熱を結集し、真心のこもった魅力あふれる大会の開催を目指すとともに、新たな活力とにぎわいの創出を図るため、第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

2 主要項目

（1）総務企画関係

①総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と連携を図り、茨城国体を一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画を立案し、施策を推進する。

②財務

県、競技団体等関係機関及び関係団体との相互協力のもと、簡素な中にも実りある国体を目指し、適切で効率的な財務を運営する。

③広報

茨城国体開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、様々な媒体や機会を通じて、効果的かつ積極的な広報啓発活動を展開するとともに、3市の自然や歴史・文化・産業など魅力ある地域資源を全国に発信する。

④市民協働

市民一人ひとりが茨城国体開催に積極的に参加する機運を高めるとともに、市民総参加のもと茨城国体を盛り上げていくことで、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

⑤歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、応援観戦に訪れる方々を温かくお迎えするとともに、3市の観光・文化・産業等を広く紹介し、もう一度訪問していただけるような心のこもったおもてなしや観光案内を提供する。

（2）競技式典関係

①競技

競技会の開催にあたっては、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、円滑で効果的な運営を行うものとする。

②式典

競技会における開始式及び表彰式については、華美にならないよう、また、選手等の負担にならないよう関係者と協議し、簡素の中にもぬくもりのあるものとなるよう、創意工夫をこらした式典とする。

③施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、将来にわたり市民が気軽にスポーツに親しむことができるような整備を実施する。

(3) 宿泊衛生関係

①宿泊

選手や監督をはじめ、3市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

②医事・衛生

茨城国体に関わる全ての人が快適で安全・安心な環境のもとで、十分な活躍や観覧等ができるよう、医療機関その他関係機関との連携を強化する。

さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(4) 輸送交通関係

①輸送・交通

3市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。

あわせて、交通混雑の緩和と環境への負担の軽減のために公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立に努める。

②警備・消防

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と連携を図りながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

(5) 企業協賛関係

①企業協賛推進

企業等の理解と協力のもと、大会の準備や運営を支える市民参加による大会づくりの取組として推進し、併せて大会開催機運の醸成を図る。

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市開催推進総合計画 年次計画(改正案)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
準備組織	準備委員会設立総会	実行委員会総会			
		常任委員会			
		専門委員会			
			庁内推進会議	大会実施本部	大会実施本部
			リハ大会実施本部	リハ大会開催	
総務企画関係	総務企画	開催推進総合計画	総合計画進行管理		
		年次計画	年次計画進行管理		
			運営ガイドライン	大会実施本部マニュアル	
			識別用品整備要項		
			支給物品等配布要項		
			遺失物・拾得物 取扱要項		
			保険加入要項		
			通信業務要項		
	財 務		大会開催経費予算編成 リハ大会予算編成	国体予算編成	
	広 報		広報基本計画	広報啓発実施計画	大会報告書編成方針 大会報告書
	市民協働		市民協働基本計画	市民協働推進実施計画	
			運営ボランティア 募集要項	運営ボランティア マニュアル	ボランティア編成・配置
	歓迎・接伴		歓迎・接伴基本計画	観光ガイドブック	
			歓迎・接伴要項		
			歓迎装飾要項		
			案内所・休憩所 設置運営要項		
			売店設置運営要項	文化プログラム	文化プログラム事業

競技式典関係	競技		競技運営基本計画 競技別日程 競技用具整備要項 競技役員等編成要項 リハーサル大会開催基本計画	競技用具整備・配置計画 競技会係員・補助員編成計画 競技会係員・補助員要請計画 リハーサル大会実施要項	競技実施要項 リハ大会開催	競技プログラム
	式典		式典基本計画	炬火イベント実施計画	炬火イベント実施要項	炬火イベント
	施設		施設整備基本計画	競技会場仮設設置計画	リハ仮設施設設置	競技会会場仮設施設設置
宿泊衛生関係	宿泊		宿泊基本計画	弁当調達要項 弁当調整施設選考基準 弁当調整施設選考委員会要項	宿泊業務実施要項 リハ大会配宿 弁当調整施設 リハ大会弁当調達	宿泊本部設置 国体弁当調達
	医事・衛生		医事・衛生基本計画	医療救護要項・要領 防疫対策要項・要領 食品衛生対策要項・要領 環境衛生対策要項・要領	リハ大会医療救護本部設置	救護本部・救護所設置
輸送交通関係	輸送・交通		輸送・交通基本計画	輸送・交通業務実施要項 駐車場管理運営計画	会場地輸送計画 リハ輸送	輸送・交通本部設置
	警備・消防			警備・消防防災基本計画 警備・消防防災業務実施要項	リハ警備・消防防災本部設置	警備・消防本部設置
企業協賛関係	企業協賛		企業協賛推進基本計画	協賛取扱要項 企業協賛等の推進		

総合計画・基本計画等
実施計画・要項・要領
マニュアル・事業・イベント・その他

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市広報基本計画

1 目的

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、様々な媒体や機会を通じて、効果的かつ積極的な広報啓発活動を展開するとともに、守谷市・常総市・坂東市(以下「3市」という。)の自然や歴史・文化・産業など魅力ある地域資源を全国に発信する。

2 内容

(1) 大会愛称、マスコットキャラクター等の活用による広報

大会を象徴する愛称、スローガン、マスコットキャラクター、3市マスコットキャラクター等の活用及び普及により市民への周知を図る。

ア 愛称、スローガン及びシンボルマークの活用及び普及

イ マスコットキャラクター、イメージソング及び公式ダンスの活用及び普及

ウ マスコットキャラクターの着ぐるみの活用

(2) 印刷物による広報

各種印刷物の作成及び既存の広報紙の活用を図る。

ア ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成

イ 3市広報、関係機関の広報紙等の活用

ウ 啓発グッズ等の作成

(3) メディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報の伝達及び3市の魅力を効果的に発信する。

ア 新聞、ラジオ及びテレビ等の活用

イ インターネットやSNSの活用

(4) イベントによる広報

各種イベント及び大会と連携した広報活動を展開する。

ア 市、各種団体等の主催によるイベント、大会等との連携

(5) 工作物等による広報

懸垂幕、横断幕等を効果的に設置する。

ア 懸垂幕、横断幕等の設置

イ 案内板等の設置

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市市民協働基本計画

1 目的

市民一人ひとりが茨城国体開催に積極的に参加する機運を高めるとともに、市民総参加のもと第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」を盛り上げていくことで、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

2 内容

(1) 市民一人ひとりが主体的に携わる大会

市民一人ひとりが、それぞれの立場で主体的に携わることによって国体を盛り上げ、ともに喜びと感動を共有できる大会とする。

ア 大会の運営をサポートする各種ボランティア活動

イ 全国から3市を訪れる大会参加者や一般観覧者の歓迎・接伴

(2) おもてなしの心で温かく迎える大会

大会の機運を醸成し、大会参加者や一般観覧者を温かくお迎えするための運動や活動を展開する。

ア 花いっぱい運動の実施

イ 手づくりのぼり旗の作製等

ウ おもてなし料理の振る舞い

(3) 3市の魅力を発信する大会

市民自らが特産品、歴史、文化、観光資源など3市の魅力を紹介する。

ア 郷土文化の普及啓発等を目的とした文化プログラムへの市民参加

イ 3市の特産品や食文化の紹介

ウ 観光ボランティア活動

(4) 環境に配慮したクリーンな大会

ア 競技会場周辺及び市内全域の清掃美化活動

イ 各競技会場におけるごみの分別の徹底やリサイクルの推進

第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市競技運営基本計画

1 目的

第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」において守谷市・常総市・坂東市で開催される競技会については、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密な連携を図り、円滑で効果的な運営を行うものとする。

2 内容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、県、競技団体その他関係機関と緊密な連携を図りながら円滑に運営できる体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体その他関係機関と協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技会場及び練習会場の整備等

競技会場及び練習会場の整備及び確保については、県、競技団体その他関係機関と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県、競技団体その他関係機関と協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(5) 記録

競技記録の収集及び速報については、県、競技団体その他関係機関と協議のうえ、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会運営能力の向上を図るとともに、市民等の機運の醸成を図り、県、競技団体その他関係機関と協力して行う。

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第74回国民体育大会において、守谷市・常総市・坂東市（以下「3市」という。）で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (4) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (5) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 3市を代表する者
- (2) 3市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長及び副会長は、3市の市長の互選によって決定する。

2 常任委員及び監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長

が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は、辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議の種類

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる機関を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(4) 幹事会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会に報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること。

(2) 予算及び決算に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項に関すること。

5 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 8 常任委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、常任委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 9 常任委員会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 会長は、常任委員会が審議し、決定した事項及び次条第2項又は第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 11 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。
- 4 前3項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

（幹事会）

第14条 3市の共通認識を図り具体的な事項を検討するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の幹事は、3市の教育部長及び第74回国民体育大会担当課長をもって充てる。
- 3 幹事会に幹事長を置く。
- 4 幹事長は幹事の互選により選出する。
- 5 幹事会は幹事長が招集し、幹事長がその議長となる。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を

得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第17条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 実行委員会の収支予算は、常任委員会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て常任委員会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、常任委員会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、常任委員会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成28年8月24日から施行する。

(経過措置)

2 この会則の施行の際現に第74回国民体育大会守谷市・常総市・坂東市準備委員会(以下「準備委員会」という。)の委員である者は、この会則の施行の日に、第4条第2項の規定により実行委員会の委員に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際現に準備委員会の顧問及び参与並びに専門委員である者は、この会則の施行の日に、第9条第2項の規定により実行委員会の顧問及び参与、並びに第13条第1項の規定により実行委員会の専門委員に委嘱されたものとみなす。

4 この会則の施行の際現に効力を有する準備委員会の関係規程及び開催基本方針並びに各種計画中、「第74回国民体育大会」とあるのは「いきいき茨城ゆめ国体」と「準

備委員会」とあるのは、「実行委員会」と読み替えるものとする。

- 5 この会則の施行の日前に準備委員会が承認した準備委員会の平成２８年度暫定収支予算については、実行委員会の平成２８年度暫定収支予算として実行委員会が承認したものとみなす。

いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会則（平成28年8月24日決定）第13条第4項の規定に基づき、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第2条 専門委員会の名称及び、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから、いきいき茨城ゆめ国体守谷市・常総市・坂東市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。

3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年8月24日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること 5 歓迎、接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。
企業協賛推進専門委員会	1 企業協賛の推進に関すること。

いきいき茨城ゆめ国体 守谷市・常総市・坂東市・実行委員会 常任委員会名簿

(平成29年6月21日現在 敬称略)

【会長】 1名 【副会長】 2名 【常任委員】 43名 【監事】 2名

	役職	機関・団体及び役職	氏名
1	会長(委員長)	常総市長	神達 岳志
2	副会長(副委員長)	守谷市長	松丸 修久
3		坂東市長	木村 敏文
4	常任委員(守谷市)	守谷市議会議長	梅木 伸治
5		守谷市教育委員会教育長	後藤 光良
6		守谷市体育協会会長	又末 成人
7		茨城県ハンドボール協会会長	会田 真一
8		茨城県ハンドボール協会理事長	古矢 勲
9		守谷市学校長会会長	椎名 和良
10		守谷市商工会会長	小川 一成
11		守谷市観光協会会長	作部屋 義彦
12		守谷市社会福祉協議会副会長	染谷 桂子
13		(公社)取手市医師会代表理事	眞壁 文敏
14		茨城県取手警察署署長	小松崎 邦二
15		常総地方広域市町村圏事務組合消防本部消防長	中島 浩
16		茨城みなみ農業協同組合代表理事組合長	齊藤 繁
17		首都圏新都市鉄道(株)運輸部守谷駅務管理所所長	六笠 良二
18		関東鉄道(株)常務取締役自動車部長	武藤 成一
19		守谷市女性団体連絡協議会会長	飯島 和子
20	常任委員(常総市)	常総市議会議長	風野 芳之
21		常総市教育委員会教育長	山口 大
22		常総市体育協会会長	長 行雄
23		常総市校長会会長	海老原 治夫
24		常総市商工会会長	生井 邦彦
25		常総市観光物産協会会長	熊谷 昇
26		常総市社会福祉協議会副会長	中山 美代子
27		(一社)茨城県きぬ医師会会長	中川 邦夫
28		茨城県常総警察署署長	薮 靖夫
29		常総ひかり農業協同組合代表理事組合長	塚本 治男
30		関東鉄道(株)水海道駅管区駅長	宮田 隆一
31		県ホテル旅館生活衛生同業組合水海道支部	野村 清
32		女性団体じょうそう事業委員会会長	秋場 ふぢ
33	常任委員(坂東市)	坂東市議会議長	桜井 広美
34		坂東市教育委員会教育長	大竹 良彦
35		坂東市体育協会会長	荻井 公夫
36		坂東市校長会会長	倉持 英夫
37		坂東市商工会会長	中村 静雄
38		坂東市観光協会副会長	中山 茂
39		坂東市社会福祉協議会副会長	倉持 嘉男
40		茨城県境警察署署長	岡崎 成人
41		茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部消防長	中山 道夫
42		岩井農業協同組合代表理事組合長	風見 晴夫
43		茨城むつみ農業協同組合代表理事組合長	岩瀬 治三郎
44		東武鉄道(株)東武柏駅管区七光台駅駅長	大橋 文雄
45		茨城急行自動車(株)野田営業所所長	鈴木 勝己
46		ばんどう市女性団体協議会会長	服部 恵子
47	監事	常総市会計管理者	飯田 恒夫
48		坂東市会計管理者	金久保 吉之

いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ



**守谷市・常総市・坂東市は、
ハンドボール競技の会場です。**

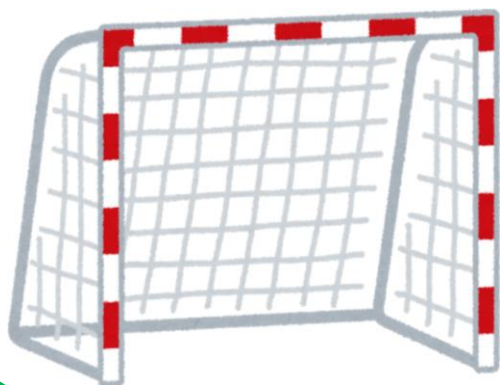
大会会期：2019年9月28日～10月8日

ハンドボール競技は2019年10月3日～10月7日

守谷市：成年女子(常総運動公園総合体育館)

常総市：少年男女(水海道総合体育館・県立水海道第二高等学校体育館)

坂東市：成年男女(坂東市総合体育館・県立岩井高等学校体育館)



いきいき茨城ゆめ国体
マスコットキャラクター

いばラッキー

いきいき茨城ゆめ国体ハンドボール競技リハーサル大会 第23回ジャパンオープントーナメント

大会会期：2018年8月4日～8月7日

守谷市：男子(常総運動公園総合体育館)

常総市：男女(水海道総合体育館・県立水海道第二高等学校体育館)

坂東市：男女(坂東市総合体育館・県立岩井高等学校体育館)



守谷市



常総市



坂東市